

## 第2節 修士・博士課程における学生の受け入れ

### 1. 全般的状況

中教審答申「新時代の大学院教育」においては、知識基盤社会の時代にあつて、人材養成機能の強化と世界レベルの教育研究拠点の形成が大学院教育の重要な課題であるとされている。本学においては、歴史民俗資料学研究科を中心とした「人類文化研究のための非文字資料の体系化」が21世紀COEプログラムに採択され、理学研究科や工学研究科でハイテク・リサーチ・センターや学術フロンティアなどに複数採択されるなどの実績があるが、このような世界レベルの教育研究拠点の形成だけでなく、建学時から専門学校として実学を重視してきた歴史に鑑み、改めて、実際に社会に出て活躍できる高度職業人養成機能の充実が今後の重要な課題となっている。

このような状況の下、本学大学院は教育理念に基づき、求める人材を確かに受け入れるための各種入学者選抜方法を採用し、公正かつ適切に入学者選抜を行うとともに、質・量ともにバランスのとれた入学者確保に努めている。

#### 【到達目標】

本学大学院では、教育理念に共感し、学び、成長する意欲ある、大学院教育を受けるに十分な基礎的、基本的な知識や能力を修得した学生を受け入れることを目標とし、入試方法の多様化、受入学生のバランスに配慮して各種入学試験を実施し、公正かつ適正な入学者選抜とその運用に努める。

本学大学院が求める人材を選抜するための方法については、基礎的、基本的な知識や能力を問い選抜する「一般入学試験」、理論と実務の架橋となる人材の養成や理論的知識等を体系的に身に付けた実務家の養成などの社会からの要請やグローバル化への対応などに応えるための「社会人特別入学試験」、「外国人留学生入学試験」を実施する。

また、選抜にあたっては、十分な教育効果をあげるために厳格な定員管理に努める。

#### 〈具体的な目標〉

- 1) 学部卒業者のほか留学生や社会人など、入学者の多様性確保を目標とする。
- 2) 入学定員確保については、入学定員超過率1.0倍を目標とする。

#### 【現状説明】

具体的な学生募集の方法については、以下のとおりである。

- 1) 本学大学院独自の入試説明会の開催
- 2) 企業企画の進学相談会の参加
- 3) 新聞・雑誌・Webページ等への広告出稿
- 4) ホームページによる情報発信
- 5) 大学院案内をはじめとする募集広報関係印刷物の制作・配布
- 6) 各種アンケートへの回答

法務研究科を除く研究科の博士前期課程の入学者選抜方法については、基礎的、基本的な知識や能力を問い選抜する「一般入学試験」、理論と実務の架橋となる人材の養成や理論的知識等を体系的に身に付けた実務家の養成などの社会からの要請やグローバル化への対応などに応えるための「社会人特別入学試験」、「外国人留学生入学試験」を実施している。（法務研究科については該当記載箇所参照）

選考方法は、「一般入学試験」においては、筆記試験及び口述試験により行うことを基本としている。但し、「一般入学試験」においては、特別選考により筆記試験を免除する

ことがある。特別選考となる対象者は、研究科ごとに若干条件が異なっているが、大学卒業見込みの者（研究科により大学卒業後一定年数を経過した者を含む）で、研究科や専攻が定める選考基準を満たした者や特に成績の優秀な者等としている。本学学部の卒業を条件としていない研究科もある。「一般入学試験」への出願資格は、以下のとおりである。

- 1) 大学を卒業した者
- 2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を取得した者
- 3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 5) 日本において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 7) 文部科学大臣の指定した者
- 8) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

「社会人特別入学試験」においては、「一般入学試験」への出願資格のほかに、研究科ごとに条件を定め、社会人としての経験を持つ者（家事従事者を含む）など、広く社会人としての経験を持つ者を受け入れている。選考方法は、筆記試験及び口述試験（一部の研究科は口述試験のみ）により選考している。筆記試験においては、小論文を課すなどして「一般入学試験」とは違った選考方法をとっている。

「外国人留学生入学試験」においては、「一般入学試験」と同様の出願資格とし、筆記試験及び口述試験により選考している。筆記試験は、研究科によって語学等に配慮して「一般入学試験」とは違った選考方法をとっている。

博士後期課程の入学選考方法については、博士前期課程と同様に「一般入学試験」、「社会人特別入学試験」及び「外国人留学生入学試験」を実施している。「一般入学試験」は筆記試験及び口述試験により行っている。「社会人特別入学試験」は理学研究科及び工学研究科のみで行っており、研究科ごとに定める年数の社会人としての経験を持つ者を対象とし、口述試験により選考している。「外国人留学生入学試験」においては、筆記試験及び口述試験により選考している。出願資格は、以下のとおりである。

- 1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 2) 修士の学位と同等以上の外国の学位又は専門職学位と同等以上の外国の学位を有する者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 本大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

大学院入学試験の実施については、公正かつ円滑な運営を図るため、「神奈川大学大学

院入学試験の運営に関する申し合わせ」により責任体制を定め、研究科ごとに当該研究科委員長が総括し、大学院委員長が総括責任者となり、入試センター所長が大学院委員長を補佐するとしている。また、入学試験に関する事項を審議し、入学試験業務を行うため、大学院入試管理委員会を置いている。この委員会は、入試センター所長、各研究科から選ばれた委員、入試センター事務部長によって構成され、入試センター所長が議長となり、入学試験制度の調査および検討に関すること、入学試験日程に関すること、入学試験の実施及び管理に関することを審議する。

法務研究科を除く本学大学院（博士前期課程・博士後期課程）の志願者は、2004年度には392名であったが、2008年度には269名になり、約30%の減少となった。また、入学定員充足率も67%から52%へと減少している。特に、博士後期課程においては入学定員充足率が20%台まで低下している。全体で入学定員を充足しているのは経営学研究科のみで、それに歴史民俗資料学研究科がつづき、入学定員充足率が60%以上となっている研究科は、この2つの研究科を含めて4つの研究科となっている。

他大学出身者の本大学院受験については、理工系の研究科においてはほとんどいない状況にあるが、文系の研究科においては、30%前後が他大学出身者という状況になっている。特に、歴史民俗資料学研究科については、本学学部と直接つながる分野の学科がないため、ほとんどが他大学の歴史系学部・学科で学んだ者が受験するという状況にある。

法務研究科を除く本学大学院（博士前期課程・博士後期課程）の収容定員に対する在籍学生数の比率についても、2004年度には76%であったが、2008年度には61%となり15ポイントの減少となった。これは、2005年度に経済学研究科と理学研究科において入学定員・収容定員増を行ったことも影響している。

社会人の受け入れについては、博士前期課程の社会人特別入学試験による毎年の入学者は15名前後で推移し、入学者数全体の5%前後となっている。しかし、社会人が数多く受験している研究科に限られており、法学研究科、経済学研究科、歴史民俗資料学研究科以外では、社会人特別入学試験による入学者はほとんどいないのが現状である。資格試験の受験科目免除などのメリットがある研究科については、昼夜開講制を採用していない経済学研究科でも社会人特別入学試験による入学者がいることから、学修継続のための配慮だけでなく、何が学べるか、自らのキャリアにとってどのようなメリットがあるかも社会人を受け入れるためには重要であると考えられる。

留学生の受け入れについては、博士前期課程の外国人留学生入学試験による毎年の入学者は、2006年度までは20名から30名の間で推移していたが、2007年度より15名前後に減少している。学部の外国人留学生入学試験の志願者・入学者が2006年度から大幅に減少しており、学部段階での留学生の減少が大学院にも影響しているものと考えられる。

本大学院で受け入れている留学生については、すでに日本の大学において学士課程教育を受けている者、本国において日本についての学修（日本語も含む）を行っている者であることがほとんどである。また、大学院入学後の単位認定を行うようなケースはこれまで生じていない。

多様な学生を受け入れるという観点からは、正規の課程に入学せず、それぞれの目的に応じて単位の修得や聴講、研究を行うことができる下記の制度がある。

### 1) 科目等履修生制度

科目等履修生は、本大学院の博士前期課程の各専攻の授業科目の中から一科目または数科目を選択して学修し単位を修得することができる。但し、演習科目、実験科目及び研究指導は履修することができない。入学時期は各学期の始め（4月あるいは9月）とし、在籍期間は1年以内（但し、9月入学の場合は半年以内。）としている。出願資格は、学士の

学位を有する者、もしくは本学においてこれと同等以上の学力があると認める者としている。この制度を利用して必要な単位を修得することにより、教職課程を設けている研究科・専攻においては、すでに教職に就いている者が「専修免許状」を取得することができる。選考は成績証明書等による書類選考及び面接によって行われるが、研究科によっては筆記試験を課すことがある。科目等履修生は、履修した科目の試験を受け、合格した科目について単位が認定される。学部の科目等履修生制度に比べると利用する者は少なく、全ての研究科をあわせても多い年で2名程度となっている。2008年度から、本学学部4年次に在学中の者を対象とした大学院特別科目等履修生の募集を開始した。これは、本学大学院への進学を予定し、かつ成績優秀である者に大学院講義科目の履修を許可するものであり、本学の大学院に進学した場合、入学前の既修得単位認定として認定される場合がある。

## 2) 聴講生制度

聴講生は、本大学院の各専攻の授業科目の中から一科目または数科目を選択して聴講することができる。この聴講生制度では、履修及び成績評価を受けることができるが、単位認定は行われない。また、理学研究科の演習・実験・実習及び工学研究科の演習・実験・製図は聴講することはできない。入学時期は各学期の始め(4月あるいは9月)とし、在籍期間は1年以内(但し、9月入学の場合は半年以内。)としている。出願資格は、博士前期課程は学士の学位を有する者、又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者、博士後期課程は博士前期課程修了者、又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者、専門職学位課程は博士前期(修士)課程又は専門職課程修了者、又は本大学院がこれと同等以上の学力があると認めた者としている。選考方法は、成績証明書等による書類選考としているが、必要に応じて面接を課すことがある。年度によってばらつきはあるが、全ての研究科をあわせて毎年5名前後がこの制度を利用している。

## 3) 研究生制度

本大学院において特定の事項について指導教員のもとで研究を行うことができる制度として研究生制度がある。入学時期は原則として4月又は10月の始めとし、在学期間は4月入学の場合は1年以内、10月入学の場合は半年以内としている。但し、企業もしくは官公庁から派遣された者、又はそれに準ずる者の在学期間については、事情により特別に取り扱うことがある。また、半年間の在学期間の者で研究のため必要あるときは、願い出によりさらに半年間の在学期間延長を許可することがある。出願資格は、修士の学位を有する者、又は本大学院が修士と同等以上の学力があると認めた者、大学院レベルの国費外国人留学生(研究留学生・教員研修留学生)及びそれに準ずる外国人留学生等で、本大学院の研究科においてその指導のもとに特定の専門的研究を行うことを志望する者としている。但し、外国人留学生については、研究生として研究指導を受けるに十分な日本語能力を有する者で在学中の学費・生活費等を支払う経済的能力を有する者という出願資格も付している。選考方法は、研究計画者等による書類選考としているが、必要に応じて面接を課すことがある。大学院の研究生としては、全ての研究科をあわせて毎年10名前後がこの制度を利用している。

上記制度のうち、1)の科目等履修生制度と、2)の聴講生制度には、授業の履修ができることと成績評価が行われることには違いはないが、大きくは、単位認定がされるか否かの違いがある。過去に科目等履修生制度への一本化の議論もあったが、現状においては希望者がそれぞれの目的にあわせて二つの制度を使い分けており、単位取得を目的とせず特定分野の学修を継続する目的の者にとっては聴講生制度にメリットがあるため、当面二

つの制度を継続していくことになると考えている。一方、既に教職についている者が教員免許状の専修免許を取得するためには、科目等履修生制度により単位取得する必要があるが、専修免許を所持していることのメリットがほとんどないため、現状においては利用者が増える可能性は低いと考えられる。

なお、「飛び入学」については該当研究科がないため割愛する。

### 【点検・評価】

学生募集の方法については、法務研究科（法科大学院）を除いて、本学学部卒業予定者に向けた募集が中心となっている。入学定員の確保が難しくなっている中、社会人や留学生、他大学からの進学者を獲得するためには、従来どおりの募集広報だけでは十分とは言えない。現在、学長から大学院充実に向けた施策の必要性が指摘され、大学院学務委員会において様々な検討が進められている。この検討の結果をまっけて、最適な学生募集の方法や体制についても見直しが必要になると考えている。

特別選考制度による筆記試験免除の制度については、学部段階での成績が優秀な者を対象に筆記試験を免除しており、大学院入学後の学修に大きな影響は与えていないため、特に問題はない。また、この制度を利用することにより、大学院進学を早期に決定することができるというメリットがあると言える。

過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率（大学基準協会基礎データ 表18-3）については、多くの研究科で定員割れとなっているが、唯一入学定員を充足している経営学研究科や、90%の入学定員充足率となっている歴史民俗資料学研究科を見ると、いずれも一般入試、社会人入試、留学生入試からバランス良く入学していることがわかる。今後の大学院充実のためには、社会人や留学生から見て魅力あるプログラムの提供が重要であると言える。特に、大学院の二つの柱のうちの一つ、高度職業人養成の観点からも、社会人に向けたアプローチが重要である。

国公立大学が積極的に大学院入学定員を増やしている現状において、優秀な本学学部卒業予定者は、ブランドイメージや学費の安さから圧倒的に優位に立つ、国公立大学に進学する者が少なくない。このような状況を改善し、志願者・入学者を確保するためには、学費の減免や奨学金支給などによる経済的支援、研究を本学大学院で継続することのメリットなど、競合大学院に打ち勝つことのできる条件を整えることが重要である。奨学金等経済的支援については、現在、学長のもとで検討が進んでおり、この検討の結果をまっけて、大学院志願者への広報につなげていく。

本大学院で受け入れている留学生については、すでに日本の大学において学士課程教育を受けている者、本国において日本についての学修（日本語も含む）を行っている者であることがほとんどであるため、特段の配慮は必要ない状況にあり、特に問題も生じていないため、適切であると言える。

科目等履修生・聴講生・研究生の受け入れについては、希望するそれぞれの制度の利用者の希望・目的に応じて、正規学生の学修に支障のない範囲で使い分けられており、現時点においては制度の明確性と適切性については妥当であると言える。但し、今後の生涯学習社会の進展によっては、有職者のキャリアアップやリタイア後の幅広い学修意欲への対応など、多様なニーズに応えることが必要になると考えられる。そのような状況となった場合には、現状のように正規学生の学修に支障ない範囲で受け入れるのか、積極的にパートタイム学生を受け入れていくのかについての方針を明確にする必要がある。大学院として高度職業人教育にどのように対応していくのが明確にされた段階で、科目等履修生・聴講生・研究生の受け入れ方針についても検討する必要がある。

### 【改善方策】

現在、大学院学務委員会や法務研究科を含む各研究科委員会において、大学院の充実・活性化に向けた検討が進められており、その検討を待って、学生募集の方法や入学者選抜方法の見直しに着手することを基本とし、特に以下の項目については重要課題として改善に向けて具体的な対応を検討する。

1) 学生募集の方法や体制の整備

学生募集の方法については、他大学からの学生受け入れや社会人の受け入れを推進するためには、きめ細かく広報活動を行う必要があることから、募集広報の方法や実施体制を整備する。

2) 学費・奨学金制度の整備

優秀な本学学部卒業予定者が本学大学院に安心して進学できるよう、新規の奨学金制度について2010年度から導入する。

3) 学部・大学院一環教育の充実

2006年度本学学部新生に行ったアンケート調査によると、大学入学時点で大学院進学を希望している学生は全体の6%であり、これを入学定員の4,230名で換算すると約250名程度の需要があると言える。この潜在的な希望者数に加えて、さらに大学院進学を希望する学生を増やすためには、学部在学中、特に学部3年次までの段階で、大学院まで進学したいと感じるような学修を経験させることが有効であるため、学部・大学院一貫教育を制度としてだけでなく、学修の継続性の観点から充実させていくことの必要性を継続的に各研究科に伝えていく。

4) 魅力あるプログラムの充実

入学定員確保のためには、一般入試、社会人入試、留学生入試からバランス良く入学者を確保することが重要であることから、魅力あるプログラム（教育課程、制度等）を提供することはもちろんのこと、特に、社会人や留学生にとってメリットの感じられるプログラムの充実を図る。

入試センターに寄せられる大学院受験に関する問い合わせの中には、今後の改善方策に参考になる事例が多くあることから、より一層積極的に各研究科に情報を開示して、働きかけていく。